

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定に基づく特定工程及び特定工程後の工程を指定するので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の11の規定に基づき公示する。

なお、建築基準法に基づく特定工程及び特定工程後の工程の指定（令和元年甲府市告示第580号）は、廃止する。ただし、令和6年10月31日以前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物及び法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物については、従前の例による。

令和6年10月1日

甲府市長 樋口 雄一

1 中間検査を行う区域

甲府市内全域

2 中間検査を行う期間

令和6年11月1日から

3 中間検査の対象となる建築物

法第6条第1項各号に掲げる建築物で建築（新築、増築、改築）に係る床面積の合計が100㎡以上のもの。

ただし、次の建築物等は除く。

（1）法第18条に規定する建築物

（建築基準法の規定により、共同住宅は対象となります。）

（2）法第84条の2に規定する簡易な構造の建築物

（3）法第85条第6項に規定する仮設建築物

（4）建築物に附属する独立した機械室、電気室等の建築物

（5）法第68条の11第1項に規定する型式部材等製造者の認証を受けたものが製造する、当該認証に係る規格化された型式の建築物

4 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模並びに指定する特定工程及び特定工程後の工程

別紙のとおり